

令和6年度の農業者の所得増大・生産規模拡大等に向けた支援について

1. 農業生産のコスト低減へ向けた取り組み



～ 青果物流通経費支援対策金 ～



当JA管内で流通する青果物の出荷容器（専用コンテナ）にかかる経費に対して支援を行うことで農業者の生産コスト低減を図り、地域農業の振興・発展に貢献することを目的とします。

青果物流通経費支援対策金 [150万円]	
対象作物	当JAを通して出荷する青果物（市場出荷を含む）
対象者	① 当JAの正組合員 ② 自ら栽培した青果物を出荷する者
対象経費	青果物専用コンテナ利用料 使用料として控除された経費（税別）
助成範囲	① 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ② 上記期間の経費総合計金額の50%まで

- 事業年度で1回限りの申請とし、他事業での複数利用は対象外となります。
- 単年度予算枠（150万円）を助成枠の限度とし、予算枠を超えた場合については審査・精査の上、応募人数に応じた按分しての交付となります。
- 申請書兼計画書の提出が必要となり、当JAでの審査を行い対象者には決定通知書により通知します。対象期間終了後は速やかに交付金請求書の提出が必要となります。

2. 地域農業活性化に向けた取り組み



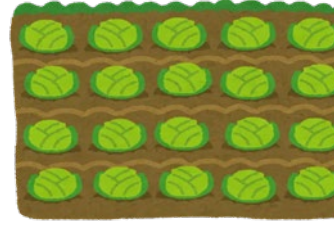
～ 害虫被害対策補助金 ～

管内で問題となっている有害虫（ジャンボタニシ）による農作物への被害を未然に防止するため、関係機関・組合員等と連携して対策に取り組み、管内農業の維持を図ることを目的とします。

害虫（ジャンボタニシ）被害対策補助金 [150万円]	
対象資材	ジャンボタニシ駆除を目的としてJAで購入の指定資材を散布した農業者 【防散石灰窒素を除く、国産・輸入石灰窒素、スクミノン・スクミンバイト3】
交付対象者	以下の要件を満たした個人または団体 ① JA津安芸の正組合員または管内に農地を有する農業団体等 ② 害虫駆除を目的として駆除資材を購入した農業者 ③ 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに資材購入をしている者
対象経費	資材購入にかかった費用 (予算枠を超えた場合については応募人数に応じた按分しての交付となります)
補助金額	資材購入金額(税別)の20%に相当する額(100円未満切り捨て) 上限20万円

- 単年度予算枠(150万円)を助成枠の限度とし、予算枠を超えた場合については審査・精査の上、応募人数に応じた按分しての交付となります。
- 申請は実施期間内に1回とし、申請書・購買供給伝票(写)等を営農センターに提出する。
- 資材購入が複数回にある場合は最終購入以後にまとめ1回の提出とする。

3. 地域農業活性化に向けた取り組み



～ 津安芸振興作物応援事業助成金 ～

当 JA で振興している作物3品目に対する出荷・販売に対し助成金を交付することで農業者の意欲向上と作付維持拡大を図ることを目的とします。

津安芸振興作物応援事業助成金 [150万円]	
対象作物	当 JA 管内で栽培される3品目で出荷・販売されたもの 【白ネギ・なばな・キャベツ】
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① JA津安芸管内の正組合員または管内に農地を有する農業団体等 ② 対象作物、当 JA 管内で栽培される3品目（ネギ・なばな・キャベツ）であること ③ 4月1日～3月31日までに対象作物を当 JA へ出荷・販売していること ④ 出荷証明書等、対象作物の出荷・販売が確認できること
助成総額	<p>予算150万円</p> <p>(予算枠を超えた場合については割合に応じた按分しての交付となります)</p>
助成金額	<p>白ネギ 当 JA へ出荷した1kg に対し5円助成する</p> <p>なばな 当 JA へ出荷した1kg に対し16円助成する</p> <p>キャベツ 当 JA へ出荷した1kg に対し1.5円助成する</p>

- 単年度予算枠（150万円）を助成枠の限度とし、予算枠を超えた場合については、割合に応じ按分しての交付となります。

4. 地域農業活性化に向けた取り組み

～ 肥料農薬廃棄プラスチック補助金 ～

管内の農業生産において排出される肥料農薬の空容器（廃棄プラスチック容器）の処分費用を一部負担することで、環境対策及び持続可能な農作物の生産維持と経費軽減を図ることを目的とします。

肥料・農薬廃棄プラスチック補助金 [200万円]	
対象資材	当JA管内の農業生産において排出される肥料農薬の空容器及び農業用使用済プラスチック回収において別途要領にて定められた回収できる廃棄物。
交付対象者	以下の要件を満たした個人または団体 ① JA津安芸の正組合員または管内に農地を有する農業団体等 ② 当JAで肥料農薬等資材をご購入いただき、残留農薬等ない物 ③ 廃棄専用ポリ袋購入時に必要な手続きをいただいた方 ④ 令和6年10月の回収期間内に持参いただける方
対象経費	廃棄専用ポリ袋（1,900円税込）を販売時に70%補助した570円にて販売することで補助。
補助金額	総額を200万円とし、肥料・農薬のプラスチック空容器の処分料は廃棄専用ポリ袋を購入した時点で70%の金額（税込）を補助とする。

- 単年度予算枠（200万円）を助成枠の限度とし、予算枠内の廃棄専用ポリ袋販売となります。
- 通常、廃棄専用ポリ袋（1,900円税込）を70%助成した570円にて販売します。但し、購入時に協定内容にご承諾いただいた上で、委任状、承諾書、排出事業者一覧表へのご署名・ご捺印をいただきます。
- 排出時に必ず名前シールを貼付してください。